

平成23年度第4回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

1 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月28日(金) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪府新別館北館4階 多目的ホール
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

2 公述及び傍聴の申出に関する事項

(1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあつては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参。なお、郵送に替えて電子メールで公述申出書の提出を希望される方は、必ず当課に電話で連絡をしてください)。

(2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んでください。先着順で受け付けます(定員200名)。

3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-0008

大阪府中央区大手前三丁目2番12号

電話：06-6944-6777 (ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 公述及び傍聴の申出期間

平成23年10月3日(月)から同月17日(月)まで〔必着〕

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画用途地域

種類	面積
第二種住居地域	約 1,203ha (約 1,203ha)

※面積は、今回変更する用途地域の北部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

平成23年5月に指定した「みどりの風促進区域」内において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図るため、容積率・建ぺい率の緩和による緑化等の誘導制度を創設する。

このため、みどりの風促進区域に指定した国道176号沿道地区の区域内について、府が定める用途地域(容積率・建ぺい率)を変更するとともに、池田市が定める地区計画において、容積率・建ぺい率の緩和を行う際の要件として、緑化、建築物の壁面後退・高さ・耐火性能等を定める。

(※みどりの風促進区域及び都市計画手法による誘導制度の概要については、別紙参考資料を参照)

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区名	面積	変更内容
池田市	国道176号沿道地区	約14.5ha	第二種住居地域の容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、池田市の都市計画において、地区計画の決定が予定されています。内容については、池田市へお問い合わせください。

(2) 東部大阪都市計画用途地域

種類	面積
第一種住居地域	約 3,916ha (約 3,922ha)
第二種住居地域	約 1,054ha (約 1,048ha)
準住居地域	約 211ha (約 211ha)
近隣商業地域	約 815ha (約 815ha)

準工業地域	約 3,696ha (約 3,696ha)
-------	-----------------------

※面積は、今回変更する用途地域の東部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

(2) - 1

平成23年5月に指定した「みどりの風促進区域」内において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図るため、容積率・建ぺい率の緩和による緑化等の誘導制度を創設する。

このため、みどりの風促進区域に指定した府道大阪中央環状線沿道地区及び第二京阪道路沿道地区の区域内について、府が定める用途地域（容積率・建ぺい率）を変更するとともに、門真市が定める地区計画において、容積率・建ぺい率の緩和を行う際の要件として、緑化、建築物の壁面後退・高さ・耐火性能等を定める。

(※みどりの風促進区域及び都市計画手法による誘導制度の概要については、別紙参考資料を参照)

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区名	面積	変更内容
門真市	府道大阪中央環状線沿道地区 (沿道地区)	約 7.0ha	準工業地域の容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更
	府道大阪中央環状線沿道地区 (拠点地区)	約 3.5ha	近隣商業地域の容積率を300%から400%へ変更
	第二京阪道路沿道地区	約 0.8ha	準工業地域の容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更
		約 5.6ha	第一種住居地域から第二種住居地域へ変更し、容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、門真市の都市計画において、地区計画の決定が予定されています。内容については、門真市へお問い合わせください。

(2) - 2

平成23年5月に指定した「みどりの風促進区域」内において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図るため、容積率・建ぺい率の緩和による緑化等の誘導制度を創設する。

このため、みどりの風促進区域に指定した国道1号・府道京都守口線沿道及び大阪中央環状線沿道地区の区域内について、府が定める用途地域（建ぺい率）を変更するとともに、守口市が定める地区計画において、建ぺい率の緩和を行う際の要件として、緑化、建築物の壁面後退・耐火性能等を定める。

（※みどりの風促進区域及び都市計画手法による誘導制度の概要については、別紙参考資料を参照）

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区名	面積	変更内容
守口市	国道1号・府道京都守口線沿道及び大阪中央環状線沿道地区	約29.2ha	準住居地域及び準工業地域の建ぺい率を60%から80%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、守口市の都市計画において、地区計画の決定が予定されています。内容については、守口市へお問い合わせください。

（3）東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、都市計画決定後長期にわたり事業着手されていないものについて、計画の必要性和事業の実現性を評価した結果、藤田三ツ島線及び枚方八尾線の廃止、古川橋駅桑才線、天の川磐船線及び村野神宮寺線の一部区間の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
門真市	3・3・223-5号 藤田三ツ島線	門真市御堂町、常称寺町、常盤町、大橋町、打越町、五月田町、沖町及び大字北島地内	廃止
	3・3・223-10号 古川橋駅桑才線	門真市柳田町及び一番町地内	一部区間の廃止
	3・4・223-14号 枚方八尾線	門真市四宮二丁目、巢本町、北岸和田一丁目、北岸和田二丁目、四宮五丁目、岸和田一丁目、四宮六丁目、岸和田二丁目、下馬伏町、岸和田三丁目、脇田町、江端町及び東江端町地内	廃止
交野市	3・3・230-2号 天の川磐船線	交野市星田北二丁目、藤が尾一丁目、藤が尾二丁目、妙見坂一	一部区間の廃止

		丁目、大字私市、私市七丁目及び私市九丁目地内	
	3・5・230－7号 村野神宮寺線	交野市青山四丁目、神宮寺一丁目及び神宮寺二丁目地内	一部区間の廃止

(4) 南部大阪都市計画用途地域

種類	面積
第二種住居地域	約 1,488ha (約 1,488ha)

※面積は、今回変更する用途地域の南部大阪都市計画区域における合計面積であり、()内は現行面積である。

平成23年5月に指定した「みどりの風促進区域」内において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図るため、容積率・建ぺい率の緩和による緑化等の誘導制度を創設する。

このため、みどりの風促進区域に指定した堺阪南線沿道地区の区域内について、府が定める用途地域(容積率・建ぺい率)を変更するとともに、高石市が定める地区計画において、容積率・建ぺい率の緩和を行う際の要件として、緑化、建築物の壁面後退・高さ・耐火性能等を定める。

(※みどりの風促進区域及び都市計画手法による誘導制度の概要については、別紙参考資料を参照)

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区名	面積	変更内容
高石市	堺阪南線沿道地区	約 17ha	第二種住居地域の容積率を200%から300%へ、建ぺい率を60%から80%へ変更

※変更箇所は、別紙「用途地域の変更 計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、高石市の都市計画において、地区計画の決定が予定されています。内容については、高石市へお問い合わせください。

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
池田市都市建設部まちづくり課	都市整備部総合計画課
門真市都市建設部まちづくり課	
守口市都市整備部都市計画課	
交野市都市整備部都市計画課	
高石市土木部都市計画課	

(2) 掲示期間

平成23年10月3日（月）から同月17日（月）まで